

船員保険の「高齢受給者証」と「基準収入額の申請」

高齢受給者証とは

70歳以上で後期高齢者医療制度に加入しない方には、全国健康保険協会船員保険部から「船員保険高齢受給者証」が交付されます。

70歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、医療機関を受診される時、船員保険資格確認書等と併せて高齢受給者証を提示する必要があります。

* 病院窓口の負担割合を高齢受給者証に表示しています。

高齢受給者証の発効(使用開始日)

- ・70歳の誕生日の翌月の1日(誕生日が月の初日の場合は誕生日)
- ・70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
- ・70歳以上の方を被扶養者として認定したときはその認定日

一部負担金の割合

高齢受給者証の一部負担金の割合は、次の表のとおりです。

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額が28万円未満	標準報酬月額が28万円以上
	2割負担	3割負担

該当者が70歳以上の被扶養者	被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
		被保険者の標準報酬月額が28万円未満	被保険者の標準報酬月額が28万円以上
	2割負担	2割負担	3割負担

- 高齢受給者証は、必ず船員保険資格確認書等と一緒に提示する必要があります。医療機関の窓口で提示しなかった場合は、2割負担の方も3割負担となります。
- 「後期高齢者医療制度」につきましては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

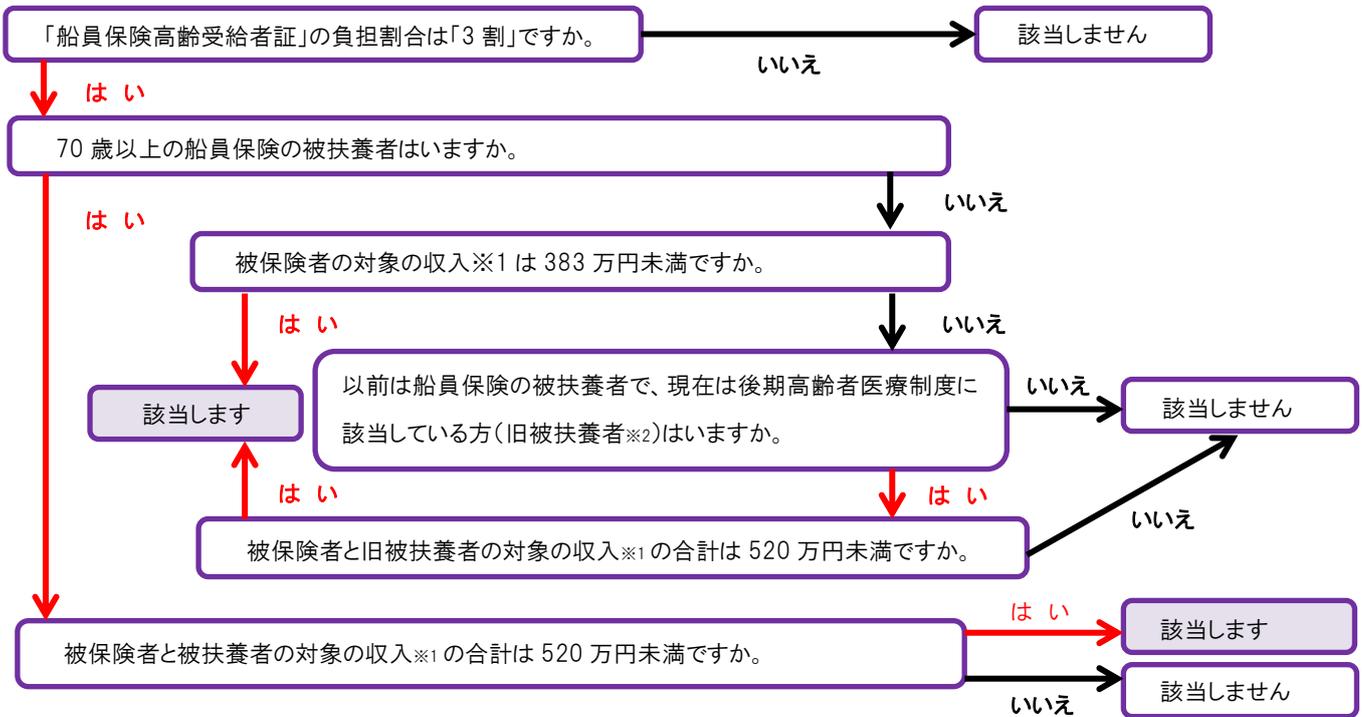
基準収入額の申請

一部負担金の割合が「3割」と判定された方であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「2割負担」となります。

該当する場合は、「船員保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を14日以内に全国健康保険協会船員保険部へご提出ください。(船舶所有者を通じて届け出ることも可能です。)

該当要件は、裏面の流れ図をご参照ください。

＜流れ図＞



該当します

申請により、2割負担となります。

「船員保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を記載のうえ、対象の収入のわかる書類※3を全員分添付し、申請してください。

申請が認められた場合、新しい負担割合を表示した高齢受給者証を交付します。

該当しません

申請は不要です。お持ちの高齢受給者証をそのままご使用ください。

※1 対象の収入…9月から12月に医療機関で受診されるときは「前年の収入」、1月から8月に受診されるときは「前々年の収入」となります。

前々年の収入		前年の収入	
1月	8月	9月	12月
医療機関の受診月		医療機関の受診月	

※2 旧被扶養者…後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、船員保険の被扶養者でなくなった方をいいます。

※3 添付書類…確定申告書の控の写し、公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、市区町村長の発行する(非)課税証明書等となります。

・前年の収入額に基づいたその年の(非)課税証明書は、その年の6月以降に市区町村にて発行されます。

・添付書類は「所得額」ではなく「収入額」の確認できる書類が必要となります。(非)課税証明書の場合は、「収入額」が明らかになっているかご確認ください。

限度額認定証について

70歳以上で3割負担をしている一部の方につきましても、限度額適用認定証をご利用いただけます。